6　前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

第六款　購入債権

（購入債権に関連する定義）

第百四十五条　この款において、ELとは、購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対するデフォルト・リスク部分に相当する期待損失率をいう。

2　この款において、デフォルト・リスクとは、購入債権がデフォルトするリスクをいう。

（購入債権の信用リスク・アセットの額）

第百四十六条　購入債権の信用リスク・アセットの額は、第百二十九条から第百四十二条までの規定にかかわらず、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の合計額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合は、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額とすることができる。

（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百四十七条　第百二十九条、第百三十二条及び第百三十三条の規定は、購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、これらの規定中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百三十二条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値（〇・〇三パーセントを下回らないものとする。）又はELを四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

3　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属するエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれる場合は、第百三十二条の規定にかかわらず、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、PDの推計値に代えてELをPDとし、LGDを百パーセントとすることができる。

4　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、第百三十三条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第百九十四条第一項第一号に規定する長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

5　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、第百三十二条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、PDの推計値に代えて長期的な損失率をLGDで除した値をPDとすることができる。

6　購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係るEADは、第百三十四条に定める額（以下この節において「購入事業法人等向けエクスポージャーに係るEAD$_{dilution}$」という。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入事業法人等向けエクスポージャーに係るEAD$_{dilution}$にEL$_{dilution}$を乗じた額の合計額（以下この条において「希薄化リスクに係る所要自己資本の額」という。）を除いた額とする。

7　リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に七十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

8　内部格付手法採用最終指定親会社が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの実効マチュリティ（M*）は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに第百三十五条の規定に基づき算出された実効マチュリティ（M）を算出し、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの残高で加重平均した期間とする。

9　前項及び第百三十五条の規定にかかわらず、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティは、コミットメントの残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたってリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用最終指定親会社が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項の規定により算出された実効マチュリティ（M*）を当該信用供与枠の未引出額に係るマチュリティとすることができる。

（購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百四十八条　第百三十六条から第百三十八条まで及び第百四十条から第百四十二条までの規定は、購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、これらの規定中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2　購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係るEADは、第百四十二条に定めるEADの額（以下この節において「購入リテール向けエクスポージャーに係るEAD$_{dilution}$」という。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入リテール向けエクスポージャーに係るEAD$_{dilution}$にEL$_{dilution}$を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。

3　第一項の場合において、購入リテール向けエクスポージャーのプールに複数の資産区分に該当する資産が含まれる場合、当該プールはデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額が最大となる資産区分（当該プールに含まれるものに限る。）のみで構成されているものとみなす。

（購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百四十九条　第百二十九条第一項の規定は、購入債権に係る希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2　前項の算出に用いるPDは、EL$_{dilution}$とする。

3　第一項の算出に用いるLGDは、百パーセントとする。

4　第一項の算出に用いるEADは、購入事業法人等向けエクスポージャーに係るEAD$_{dilution}$又は購入リテール向けエクスポージャーに係るEAD$_{dilution}$とする。

5　第一項の算出に用いるマチュリティは、一年とする。

（購入債権における保証の取扱い）

第百五十条　保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合、第九十八条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。